

女性の相談 あれこれ②

今思えば、先日、同窓会で10年ぶりに再会した男性とその場の雰囲気で連絡先を交換してしまったのが悲劇の始まりでした。帰宅時の最寄り駅で待ち伏せされるようになりましたが、それがだんだんエスカレートてきて、職場付近でも尾行されたりするようになりました。帰宅直後に「お帰りなさい」と電話があった時には、寒気がしました。このごろは、身の危険さえ感じるようになってきました。どうしたらよいでしょうか。



一方的に相手に好意や恋愛感情を抱いて、特定の相手につきまとったり、しつこく交際を迫ったり、無言電話などの嫌がらせを繰り返すことをストーカー行為と言います。ストーカー行為は人権侵害であり、犯罪です。このような行為は、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー法)の規制の対象であり、処罰されます。この法律により、警察に相談しておくことで、いざというときにより迅速に対応してもらえるようになります。どこに相談したらいいのだろう?と困っておられる方は、奈良県警察本部県民サービス課が開設している「ナポくん相談コーナー」に電話してみてください。

相談
窓口

●奈良県警察本部県民サービス課(ナポくん相談コーナー) … ☎0742-23-1108(ダイヤル式) #9110(プッシュ式)

こどもの相談 あれこれ①

私の子どもが学校でいじめにあい、そのため不登校になってしまい悩んでいます。先生方も心配してくださっていますが、子どもが学校関係者に心を閉ざしてしまっていて、うまく相談ができません。かといって、学校と無縁のところに相談するのでは意味がないと感じています。学校のことに通じていて、しかも程よい距離感を保っているような相談窓口はないものでしょうか。



子どもには、困ったことがあったら一人で抱え込まずに、周囲の友だち・家族・先生など、誰にでもいいから勇気をもって相談するように日頃からメッセージを送り、「一人ではないんだよ」と伝えておくことが大切です。ただ、この相談のように学校関係者からほどよい距離感を保ちながら、解決の糸口を探った方がよい場合もあります。県立教育研究所では電話及び来所による教育相談を行っており、保護者、児童生徒の皆さんとの相談に応じています。不登校やいじめなど学校生活でお悩みの方、子育てなど家庭生活でお悩みの方、電話教育相談「あすなろダイヤル」まで、気軽に電話ください。また、全国統一の「24時間子供SOSダイヤル」からもご利用になります。直接お会いしての来所教育相談をご希望の方は、「あすなろダイヤル」が申込窓口を兼ねています。まずは、お電話ください。(24時間子供SOSダイヤルの窓口情報は17ページに記載)

相談
窓口

●奈良県立教育研究所「あすなろダイヤル」…… 0744-34-5560

子どもの相談 あれこれ②

このところ、近所の家から「おとなの怒鳴り声」と「子どもの泣き叫ぶ声」が毎晩のように聞こえています。時には、何かが激しく壊れるような音も聞こえます。「その家の子どもが虐待されているのではないか」ととても心配なのですが、どこかに通報して告げ口したようになって、その家人とトラブルになることも考えると迷ってしまいます。どうしたらいいでしょうか。



相談
窓口



「虐待かも?」と思われたら虐待かどうか確信がなくても、ためらわずに住まいの市町村の児童福祉担当課や奈良県こども家庭相談センター(児童相談所)へご連絡ください。連絡をいただいた方のお名前や住所等の秘密は固く守られます。また、連絡していただいた内容について調査を行った結果、虐待の事実がなかったとしても、通報者の責任を問われることもありません。それでも通報について迷われる場合は、奈良地方法務局には「子どもの人権110番」という人権相談窓口があります。通報に躊躇される場合は、まずは、こうした相談窓口に相談してみてください。

- 奈良県中央こども家庭相談センター ☎ 0742-26-3788
- こどもと家庭テレホン相談 ☎ 0742-23-4152
- 奈良県高田こども家庭相談センター ☎ 0745-22-6079
- 子どもの人権110番(奈良地方法務局) ☎ 0120-007-110

高齢者の相談 あれこれ

兄夫婦と同居している父から私に電話があり、「近ごろまともに食事を与えてくれなくて困っている」と打ち明けてきました。気になったので口実をつくり兄宅を訪問したとき、確かに父は以前と比べてひどく痩せこけていました。兄夫婦に介護を任せっきりにしている負い目もあり、その時は何も言い出せずにいたのですが、どうも父が虐待を受けているふしがあり、心配でなりません。どうしたらよいでしょうか。



もし、危惧されているとおりの状況なら、「高齢者虐待防止法」で定義されている介護・世話の放棄・放任にあたる可能性があります。まずは、今回のように、「時々でも顔を見に行ってあげる」など接点を増やすことも大切だと思いますが、それでも状況が改善されなければ、高齢者虐待及び養護者支援を所管しているお住まいの市町村役場の高齢者福祉担当課、または、地域包括支援センターにご相談ください。

相談
窓口

- 奈良県長寿社会課 0742-27-8524
- 奈良県地域包括ケア推進室 0742-27-8540 0742-27-8039

★各市町村の高齢者虐待に関する相談窓口は奈良県健康福祉部地域包括ケア推進室ホームページに記載しておりますのでご覧ください。